○海上保安庁告示第三十号

海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第十四条第四項の規定に基づき、巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示の一部を改正する告示を次のように定め、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月十九日

海上保安庁長官　中島　敏

巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示の一部を改正する告示

巨大船等の航行に関する通報の方法に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第百九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第一（第二条、第三条関係）

海岸局の名称	識別信号	聴守周波数	通信周波数	担当する航路の名称
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
神戸	ＪＧＤ　こうべほあん（ＫＯＢＥ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ）　〇〇四三一〇五〇一	二、一八九・五kHz　一五六・八MHz	二、一五〇kHz	明石海峡航路、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、水島航路、来島海峡航路
広島	ＪＮＥ　ひろしまほあん（ＨＩＲＯＳＨＩＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ）　〇〇四三一〇六〇一	二、一八九・五kHz　一五六・八MHz	二、一七七kHz　一五六・六MHz	備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、水島航路
備讃マーチス	びさんマーチス	一五六・八MHz　一五六・六五MHz	一六一・七MHz　一五六・七MHz　一五六・六五MHz	来島海峡航路
来島マーチス	くるしまマーチス	一五六・八MHz　一五六・六五MHz	一六一・七MHz　一五六・七MHz　一五六・六五MHz	

注　1～3　（略）

改正前

別表第一（第二条、第三条関係）

海岸局の名称	識別信号	聴守周波数	通信周波数	担当する航路の名称
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
神戸	ＪＧＤ　こうべほあん（ＫＯＢＥ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ）　〇〇四三一〇五〇一	二、一八九・五kHz　一五六・八MHz	二、一五〇kHz	明石海峡航路、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路、水島航路、来島海峡航路
広島	ＪＮＥ　ひろしまほあん（ＨＩＲＯＳＨＩＭＡ　ＣＯＡＳＴ　ＧＵＡＲＤ　ＲＡＤＩＯ）　〇〇四三一〇六〇一	二、一八九・五kHz　一五六・八MHz	二、一七七kHz　一五六・六MHz	

注　1～3　（略）